

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道名寄市は、北・北海道の中央に位置し、天塩川と名寄川がもたらす肥沃な大地と豊かな自然を背景に、四季折々の風土を活かし、基幹産業の農業を中心としながら、医療・交通・商業の要衝地として歴史を刻んでいます。今後においても、本地域の強みである農業や観光などの潜在力が最大限発揮されるよう、その生産性の向上に資する幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要です。

また、社会資本整備を取り巻く環境は、豪雨、暴風雪、地震などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化、除排雪費用の増大など、様々な課題を抱えていますが、地方財政は依然として厳しい状況であることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理において必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要です。

以上のことから、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や老朽化対策の重要性など、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金水準の上昇なども加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取り組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。
- 3 国土強靱化の事業計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の拡充を図

ること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度創設や財源支援の充実・強化を図ること。

- 4 地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。
- 5 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに都市公園や河川、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
- 6 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう、早急に制度支援・財政支援を強化すること。
- 7 堤防整備の対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。
- 8 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 6 年 9 月 20 日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
国土強靱化担当大臣

宛